

## 安中市地方就職支援金支給要綱

### (目的)

第1条 この告示は、東京圏の大学生の本市への移住並びに群馬県内に所在する企業への就職の促進を図るとともに、地域の活性化に資する人材を確保することを目的とし、就職活動に伴う交通費の一部を補助する安中市地方就職支援金（以下「支援金」という。）を支給することについて、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を一体とした区域をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島を含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）をいう。

### (支給対象者)

第3条 市長は、次の各号に定める要件の区分に応じ、当該各号に定める要件をいずれも満たす者に対し、予算の範囲内において支援金を支給するものとする。

- (1) 移住等に関する要件 次のアからウまでに定める要件の区分に応じ、当該アからウまでに定める要件のいずれにも該当すること。
  - ア 移住元に関する要件 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。
    - （ア） 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏の条件不利地域以外に所在するキャンパスに原則として4年以上在籍し、当該大学を卒業する見込みであること。

- (イ) 大学の卒業年度において、東京圏の条件不利地域以外の地域に継続して居住していること。
- イ 移住先に関する要件 次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当すること。
  - (ア) 群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。
  - (イ) 大学の卒業後に内定している企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。
- ウ その他の要件 次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
  - (ア) 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
  - (イ) 日本人であること、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者の在留資格を有する者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者であること。
  - (ウ) その他群馬県知事及び市長が支援金の支給の対象として不相当と認められた者でないこと。
- (2) 就職先等に関する要件 次のアからキまでのいずれにも該当すること。
  - ア 勤務地が群馬県内に所在すること。
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
  - ウ 暴力団員等と関係を有する法人等でないこと。
  - エ 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。
  - オ 就職者にとって3親等以内の親族が代表者、又は取締役その他経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
  - カ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。
  - キ 本市からの通勤が可能である地域への勤務地限定型社員として採用される

予定であること。

(支給額)

第4条 支援金の支給額は、卒業年度の6月1日以降の採用面接または採用試験に要した交通費（以下「交通費」という。）として、就職活動の実施場所に応じて次の各号に定める額とする。ただし、支援金の支給は、支援金の支給を受ける者（以下「申請者」という。）1人につき1回限りとする。

- (1) 就職活動の実施場所が群馬県内の場合は、6,000円
- (2) 就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合は、自己負担額の2分の1以内の額とし、上限は6,000円とする。ただし、支給金額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、支給金額が100円未満である場合は1円未満を切り捨てた額とする。
- (3) 内定先企業が交通費の一部を支給している場合は、群馬県の旅費規定に基づく往復交通費（12,000円）から企業負担額を差し引いた額の2分の1以内の額とする。ただし、支給金額に100円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、支給金額が100円未満である場合は1円未満を切り捨てた額とする。

(申請及び請求)

第5条 申請者は、10月1日以降の採用内定日から本市が定める日までに、地方就職支援金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付きの身分証明書の写し（住所、氏名及び生年月日が確認できるもの）
- (2) 通学している大学の在籍証明書
- (3) 交通費の領収書
- (4) 内定証明書（様式第2号）
- (5) 移住元の住所を確認できる書類
- (6) 支援金の振込先となる口座の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込みが可能となる情報（金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番号及び名義人名）を確認することができるものに限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、支給の可否及び金額を決定し、地方就職支援金支給決定通知書（様式第3号）又は地方就職支援金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(支給方法)

第7条 市長は、前条の規定に基づき、支給の決定の通知をしたときは、速やかに支援金の全額を支給するものとする。

(支援金の返還)

第8条 市長は、支援金の支給を受けた者（以下「支給決定者」という。）が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件に該当する場合は、地方就職支援金返還請求書（様式第5号）により支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、支給決定者が当該各号に掲げる要件に該当する場合については、当該支給決定者が雇用される企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、群馬県知事と協議の上、市長が認める場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合

ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 支援金の申請日から1年が経過する前に要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合

ウ 支援金の申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、申請日から1年が経過する前に本市に転入しなかった場合

エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合（ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別の企業に就職する場合を除く。）

オ 本市への転入日から3年が経過する前に本市から転出した場合

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。



4 各種確認事項（該当する方に○を付けてください）

「支援金の支給の申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
「安中市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、安中市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

※ B. に○を付けた場合は、支援金の支給対象となりません。

支援金の支給の申請に関する誓約事項

- 1 支援金の支給に係る報告及び立入調査を安中市（以下「市」という。）から求められた場合は、速やかに応じます。
- 2 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合において、安中市地方就職支援金支給要綱第8条本文の規定による支援金の返還の請求があったときは、当該各号の区分に応じ、当該支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合
    - ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合
    - イ 支援金の申請日から1年が経過する前に、要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合
    - ウ 支援金の申請日から1年が経過する前に本市に転入しなかった場合
    - エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合（ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）
    - オ 本市への転入日から3年が経過する前に本市から転出した場合
  - (2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合
- 3 暴力団等でないことを誓約します。

安中市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

市は、群馬県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、市は、当該個人情報について、群馬県又は他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

5 請求額 \_\_\_\_\_円

6 振込先

金融機関	銀行・金庫・農協・組合
	本店・支店
口座の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義	フリガナ
	-----

添付書類

振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し等（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるもの）

内定証明書

以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日

2 採用活動情報

面接・試験日	年 月 日
実施場所	会社所在地と同じ ・ それ以外の場所
	それ以外の場所の場合、住所を記載してください。
内定日	年 月 日
交通費支給額	交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。 円

3 就職条件等

入社予定日	年 月 日
就職条件	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 無期の雇用である。 <input type="checkbox"/> 1週間の所定労働時間が20時間以上である。
勤務地に関する特記事項	該当する場合はチェックを付けてください。※ <input type="checkbox"/> 転勤・出向・研修等による、市区町村間の住民票の異動が必要な勤務地の変更がない。（勤務地限定型社員・勤務地が1か所など）

※ 支援金の受給要件となる項目のため、チェックがない場合は支給対象外になります。

年 月 日

証明者 所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者



様

安中市長

印

地方就職支援金支給決定通知書

年 月 日で申請のありました地方就職支援金について、安中市地方就職支援金支給要綱第6条の規定により、支援金を支給することを決定しましたので、次のとおり通知します。

決定の内容  
支給額

円

備考

- 1 支給決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、安中市地方就職支援金支給要綱第8条本文の規定により当該各号に掲げる額の支援金の返還を請求します。
  - (1) 全額の返還 次のアからオのいずれかに該当する場合
    - ア 支援金の申請の内容が虚偽である場合、又は居住や就職の実態がないこと等が明らかとなった場合
    - イ 支援金の申請日から1年が経過する前に、要件を満たす就職先への就職を行わなかった場合
    - ウ 支援金の申請日から1年が経過する前に本市に転入しなかった場合
    - エ 支援金の要件を満たす就職先への就職日から1年が経過する前に退職した場合（ただし、退職日から3箇月以内に群馬県内の別企業に就職する場合を除く。）
    - オ 本市への転入日から3年が経過する前に本市から転出した場合
  - (2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合
- 2 地方就職支援金事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に規定する返還請求を行う場合があります。

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

安中市長

印

地方就職支援金不支給決定通知書

年 月 日で申請のありました地方就職支援金について、安中市地方就職支援金支給要綱第6条の規定により、支援金を支給しないことを決定しましたので、次のとおり通知します。

記

不支給の理由	
--------	--

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

安中市長



地方就職支援金返還請求書

安中市地方就職支援金支給要綱第8条の規定により、次のとおり地方就職支援金を返還するよう請求します。

支給済支援金	返 還 額	返 還 期 限
円	円	年 月 日

返還理由